

速度取締り指針

令和7年7月
山陽小野田警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 21:00	山野井・埴生地区	60km/h
国道190号	6:00 ~ 21:00	津布田・丸河内地区	50・60km/h
県道小野田・山陽線	6:00 ~ 21:00	千崎地区	60km/h
市道高泊千崎線	7:00 ~ 8:30	西高泊地区	40km/h

- 交通事故抑止のため、重点路線を中心に場所や時間をランダムに変更して取締りを実施します。
- 通学路や生活道路では、可搬式オービスによる取締りを主として実施します。

管内における交通事故実態と分析結果



●: 交通事故多発エリア

- 令和6年下半期と比べて、交通事故総件数及び物損事故の発生件数は減少しましたが、人身事故は増加しました。
- 国道190号及び県道小野田・山陽線の沿線で交通事故が多発しています。
- 速度取締りの重点路線である国道2号、国道190号のほか、県道小野田・山陽線において継続的に取締りを実施した結果、速度違反が原因となる重大事故の発生はありませんでした。

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和6年～令和7年上半期（私道と駐車場を除く、令和7年は物損事故を除く）
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で8件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 交通事故の発生が多い国道190号、実勢速度が高い国道2号のほか、県道小野田・山陽線でも速度取締りを実施します。
- 通学路の安全確保のため、学校周辺の登下校時間帯の取締りを継続して実施します。